沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図るため、市町村が行うこども医療費助成事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「助成対象児」とは、次の各号の全てに該当する者をいう。

（１）県内に住所を有し住民基本台帳に登録された満15歳に達した日以後の最初の３月31日までにある者とし、次のように区分する。

イ　就学前児　６歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある者

ロ　児童　６歳に達した日の翌日以後の最初の４月１日から15歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある者

（２）生活保護法（昭和 25 年法律第144号）による保護を受けていない者

（３）交通事故等により第三者からの賠償の対象となっていない者

（４）市町村が母子及び父子家庭等医療費助成に関して制定している条例等による医療費の助成を受けていない者

（５）市町村が重度心身障害者医療費助成に関して制定している条例等による医療費の助成を受けていない者

（６）その他の法令又は制度等により一部負担金に相当する金額の支給を受けていない者

２　この要綱において「助成対象者」とは、助成対象児を現に監護するものであって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者

（２）医療保険各法以外の法令の規定による医療費を負担する扶養義務者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者

３　この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

（１）健康保険法（大正11年法律第70号）

（２）船員保険法（昭和14年法律第73号）

（３）私立学校教職員共済会（昭和28年法律第245号）

（４）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（５）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（６）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

４　この要綱において「医療保険各法以外の法令の規定」とは、次の各号に掲げる条項をいう。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第１項

（２）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条、第19条の２若しくは第56条第１項

（３）母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条又は第21条の４第１項

（４）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第５条

５　この要綱において「一部負担金」とは、助成対象児が次の各号に掲げる給付を受けた場合に、当該給付に関する費用のうち医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により助成対象者が負担することとなる費用（ただし、医療保険各法に定める附加給付金及び高額療養費があるときは、附加給付金及び高額療養費の額に相当する額を控除した額）をいう。

（１）医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の対象となる療養

（２）医療保険各法以外の法令の規定による医療

６　この要綱において「現物給付」とは、市町村が助成対象児の一部負担金の全部又は一部を、当該助成対象者に代わり、保険医療機関等に支払うことにより助成することをいう。

７　この要綱において「償還払」とは、市町村が前項以外の方法により助成することをいう。

（助成金の交付申請又は請求期間）

第３条　助成対象者による助成金の交付申請については、助成対象児が医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して２年以内に行わなければならない。

２　前条第６項の保険医療機関等による請求については、助成対象児が医療に関する給付を受けた日の属する月の翌々々月の初日から起算して、５年以内に行わなければならない。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費及び補助額は次のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

対　象　経　費	補　助　額
１　市町村が就学前児に係る助成対象者の一部負担金について現物給付により助成した経費。（ただし、現物給付によることができない場合は、償還払により助成した経費とする。）	対象経費に２分の１を乗じて得た額以内の額
２　市町村が児童に係る助成対象者の一部負担金について現物給付により助成した経費。（ただし、現物給付によることができない場合は、償還払により助成した経費とする。）	

（交付申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする市町村は、補助金交付申請書（第１号様式）に関係書類を添付して、７月31日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定通知）

第６条　知事は、補助金交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付の決定を行い、その旨を通知しなければならない。

（事業の変更等の申請）

第７条　補助金の交付の決定を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助に係るこども医療費助成事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書（第２号様式）により、事前に知事の承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金給付決定の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

（事前着手）
第９条　補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
２　前項ただし書に該当する場合には、交付決定前着手届（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第 10 条　補助事業者は、補助事業の実績について補助金の交付決定があった年度の翌年度の４月10日までに事業実績報告書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（報告等）
第 11 条　知事は、補助事業の執行の適正を期するために必要と認めるときは、報告を求め、又は調査することができる。

（補助金の交付）
第 12 条　補助金は、その交付決定後補助事業者が知事に提出する請求書（第５号様式）により交付する。

（帳簿等の保存期間）
第 13 条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにしたこども医療費助成事業補助金調書（第６号様式）その他必要な帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの書類を事業完了後５年間保存しなければならない。

附　則
この要綱は、平成６年10月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成11年５月６日から施行し、改正後の規定は平成11年10月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成13年11月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成15年３月31日から施行し、改正後の規定は平成15年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成19年５月９日から施行し、改正後の規定は平成19年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成20年３月27日から施行し、改正後の規定は平成20年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成21年３月30日から施行し、改正後の規定は平成21年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行し、改正後の規定は平成24年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成25年１月１日から施行し、改正後の規定は平成25年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行し、改正後の規定は平成27年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成29年１月１日から施行し、改正前の要綱の規定によりなされた事業の変更等の申請は、改正後の要綱に基づいてなされたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、改正後の規定は平成29年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第３条及び第４条の規定は、平成30年10月１日から施行することとし、それまでの間は、改正前の要綱のとおりとする。

附　則

この要綱は、平成31年４月11日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、改正後の第３条第２項の規定は令和２年４月１日から適用する。